

発議案第 2 号

平成 2 8 年 3 月 4 日

木古内町議会
議長 又 地 信 也 様

提出者 木古内町議会議員 新井田 昭 男
賛成者 木古内町議会議員 手 塚 昌 宏
賛成者 木古内町議会議員 福 嶋 克 彦

議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正
する条例制定について

上記の議案を地方自治法第 1 1 2 条の規定により、別紙のとおり提出する。

議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正
する条例

議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例（昭和31年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「事由が」の次に「出産及び」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。